

平成29年度健全化判断比率等の状況（三島市）

健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	6.2	14.9
早期健全化基準	12.42	17.42	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率(%)
水道事業会計	—
下水道事業特別会計	—
経営健全化基準	20.0

1 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等 三島市では一般会計及び墓園事業特別会計が該当します。(普通会計)

実質赤字額 三島市では一般会計等(普通会計)は黒字のため、実質赤字額は存在しません。

標準財政規模 地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表すものです。

2 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額 全ての会計の黒字額と赤字額を合算し、全体で赤字額が発生する場合の額です。

三島市では全ての会計で黒字となっているため、連結実質赤字額は存在しません。

標準財政規模 地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表すものです。

3 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(地方債元利償還金 + 準元利償還金) - (\text{特定財源} + \text{基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$$

(3か年平均)

地方債元利償還金 一般会計等における地方債の元利償還金です。

準元利償還金 ①及び②の合計額です。

①一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、地方債の償還の財源に充てたと認められるもの。三島市では下水道事業特別会計、駐車場事業特別会計、水道事業会計に係るもののが該当します。

②債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの。三島市では利子補給に係る補助金、三島市土地開発公社の土地の買戻しに係るものが該当します。

特定財源 地方債元利償還金又は準元利償還金に充当したと認められる特定財源です。三島市では公営住宅使用料、都市計画税が該当します。

基準財政需要額算入額 普通交付税算定において、公債費や事業費補正等として、基準財政需要額に算入された額です。

標準財政規模 地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表すものです。

4 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$$

将来負担額 ①から④までの合計額です。

- ①一般会計等の年度末における地方債現在高
- ②公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額。三島市土地開発公社の土地の買戻しに係るものが該当します。
- ③一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担見込額。三島市では下水道事業特別会計、駐車場事業特別会計、水道事業会計に係るものが該当します。
- ④退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

充当可能基金額 上記①から④までの償還額等に充てることができる基金です。三島市では全ての基金が該当します。

特定財源見込額 地方債の残高に対して充当することができる特定財源です。三島市では公営住宅使用料、都市計画税が該当します。

基準財政需要額算入見込額 地方債の残高に対して普通交付税算定時に基準財政需要額に算入されることが見込まれる額です。

標準財政規模 地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表すものです。

基準財政需要額算入額 普通交付税算定において、公債費や事業費補正等として、基準財政需要額に算入された額です。

5 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額 ①、②により算定した額です。三島市においては対象会計である下水道事業特別会計、水道事業会計、全ての会計において資金の不足額は存在しません。

①資金の不足額(法適用企業) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高一流動資産) - 解消可能資金不足額

②資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

事業の規模 ①、②により算定した額です。

①事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

②事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額